

平成28年7月8日

神奈中観光株式会社

平成28年度 運輸安全マネジメントに対する取り組みについて

安全宣言

私達は「輸送の安全の確保が事業経営の根幹である」と深く認識し、安全対策や安全輸送の確保に最善を尽くしてまいります。

神奈中グループは、安全に対する問題意識を常に抱きながら業務を遂行し、お客様の「かけがえのない時間」と「ゆたかなくらし」の実現に貢献します。

《安全方針》

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 「輸送の安全の確保は我々の誇り、事業経営の根幹である。」2. 「法令、規則を守り、職務を遂行する。」3. 「全従業員一人ひとりが役割と責任を果たし、安全を追求する。」 <p>神奈中観光株式会社 代表取締役 飯田 淳彦</p> |
|---|

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 代表取締役および常勤取締役は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標

安全方針に基づく「目標」

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 有責重大事故「ゼロ」2. 後退時の事故「ゼロ」3. 健康起因による事故「ゼロ」 |
|--|

3. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 運輸安全マネジメントおよびリスクマネジメント研修を実施し、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底いたします。また、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。

- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資、人員配置等を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内においてヒヤリ・ハット情報の共有や安全方針等を掲示板等に掲載し、必要な情報を速やかに伝達し、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

4. 輸送の安全に関する計画

(1) 教育計画

- ① 所長、運行管理者、補助者、乗務員に対して年間教育計画に基づき教育および訓練を実施いたします。
- ② 始業点呼時において、対面点呼にて「安全方針」の呼称を実施いたします。
- ③ 「始業点呼の立会い指導」を代表取締役をはじめ、常勤取締役、本社役職者により実施し、安全輸送等についての指導教育を行います。
- ④ 始業、終業点呼および中間点呼において、適確な業務連絡と体調報告の徹底をいたします。
- ⑤ 走行速度やエンジン回転数、適切な休憩の確保の有無等が一目でわかるデジタルタコグラフ（運行記録計）の運転記録結果およびドライブレコーダー（映像記録装置）の映像を基に、経験や勘だけに頼らず、より客観的な指導教育を実施し、事故防止推進、輸送の安全確保を図ります。
- ⑥ 自動車事故対策機構が行う、運転者の運転適性・分析が可能な適性診断を定期的な受診し、その分析結果を用いて効果的な指導を実施いたします。
- ⑦ 発生した事故の原因を根本的なところまで掘り下げる「なぜなぜ分析」の手法を取り入れた事故防止教育を実施いたします。
- ⑧ ヒヤリ・ハット報告制度を導入し、これにより事例の収集、分析を行い「ヒヤリ・ハット体験に基づく危険箇所教育」に反映させ、事故防止に活用いたします。また、緊急性のある事例については速やかに所内に掲示し、始業点呼時に周知徹底いたします。
- ⑨ 乗務員に対し、車両の特性に関する実地教育を実施し、事故防止に役立てます。
- ⑩ 点呼時および月次教育並びに新人教育において反復して飲酒に対する教育を実施いたします。また、点呼時にアルコール検知器を使用したアルコール検査を厳格に実施し、宿泊先においても誤作動が少なく即座に検査結果が営業所に送られる高性能アルコール検知器を用いて、飲酒運転防止に努めます。
- ⑪ 本社部門の社員に対しても運輸安全マネジメントに対する教育を行い、朝礼において「安全方針」の呼称を実施いたします。
- ⑫ 健康管理に関する事故防止対策「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」に基づき、適切な健康管理をより一層推進するよう教育を実施いたします。また、営業所に血圧計を設置し、出勤時に必要な運転士の血圧を測定して記録を

保存し、健康状態の把握に努めます。

- ⑬ 乗務員等へ「麻薬、覚せい剤、脱法ハーブ等」の使用防止について、指導教育の徹底に努めます。
- ⑭ 脳および心臓の疾患に起因する事故が発生していることを受け、全運転士に対し脳MRIおよび睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査を定期的実施し、運転士の健康状態の把握と適切な指導の強化を図ります。
- ⑮ 宿泊先や街頭による指導の更なる強化を図り、指差呼称の完全実施などにより、乗務員による「ヒューマンエラー防止」に努めます。
- ⑯ 重大事故や地震等の大規模災害発生時における情報の共有の強化を図るとともに、迅速かつ適切な行動が取れるように定期的な訓練を実施いたします。

(2) 内部監査

計画

- 本社管理部門・・・年1回実施いたします。
- 営業所・・・年1回実施いたします。

監査員

神奈川中央交通株式会社 法務監査室

当社総務部

監査項目

- ① 関係法令や安全管理規程等への適合性
- ② 重点施策等の実施状況および有効性
- ③ 各種委員会議事録等の作成および維持
- ④ 前年度指摘事項に対する改善状況

(3) 安全運動

春の全国交通安全運動（4月上旬）
ゴールデンウィークにおける事故防止運動（4月下旬～5月上旬）
ディーゼルクリーンキャンペーン（6月・10月）
夏の交通事故防止運動（7月中旬）
秋の全国交通安全運動（9月下旬）
エコドライブ推進運動（11月）
年末年始自動車輸送安全総点検（12月中旬～1月上旬）

上記、安全運動を中心に更なる輸送の安全確保の向上に努めてまいります。

(4) 各委員会の開催

- ① 事故防止対策委員会
交通事故撲滅のため代表取締役を中心に事故防止対策委員長、常勤取締役、所長、運行管理者および乗務員から選任された委員等にて、運転事故に関する調査研究を行い、事故の未然防止に努めることを目的に年2回開催いたします。
- ② 車両故障防止対策委員会
車両故障撲滅のため代表取締役を中心に車両故障防止対策委員長、常勤取締役、所長、運行管理者および整備管理者、乗務員から選任された委員等にて、車両故障に関する調査研究を行い、車両故障の未然防止に努めることを目的に年2回

開催いたします。

③ 飲酒運転防止対策委員会

飲酒運転撲滅のため代表取締役を中心に飲酒運転防止対策委員長、常勤取締役、所長、運行管理者および乗務員から選任された委員等にて、飲酒運転に関する調査研究を行い、飲酒運転防止に関する対策を協議し、飲酒運転の未然防止に努めることを目的に年2回開催いたします。

なお、各委員会について必要がある場合には、随時開催いたします。

5. 輸送の安全に関する計画・実績額

(1) 平成27年度実績額

(単位：千円)

項目	金額
新型車両導入に関するもの	653,257
デジタルタコグラフ新型への代替等に関するもの	1,246
ドライブレコーダー導入等に関するもの	1,628
居眠り防止装置（フィーリズム）導入等に関するもの	3,467
高性能アルコール検知器の導入・保守等に関するもの	4,182
営業所アルコール検知器の保守等に関するもの	132
教育・訓練に関するもの	182
運転適性診断に関するもの	74

(2) 平成28年度計画

(単位：千円)

項目	金額
新型車両導入に関するもの	846,300
衝突被害軽減ブレーキの導入に関するもの	8,750
教育・訓練に関するもの	290
アルコール検知器の保守等に関するもの	604
運転適性診断に関するもの	66

6. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

組織図 別紙1

緊急連絡図 別紙2

7. 安全統括管理者

専務取締役 石井 義雄

8. 安全管理規程

神奈中観光株式会社安全管理規程 別紙3

9. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた処置内容

運輸安全マネジメントの取り組みについて、社長のコミットメントとリーダーシップの下に安全統括管理者が中心となり、安全管理体制の向上に努め、各営業所においてデジタルタコグラフおよびドライブレコーダのデータ、一般適性診断結果等を活用し、教育が必要な乗務員への迅速な指導・教育の強化を継続して実施いたします。また、営業所における運行管理者に対しては、運輸安全マネジメントの更なる強化のため、乗務員の労務管理や事故防止対策の徹底に

ついて、継続的に指導を実施いたします。

平成27年度 運輸安全マネジメントに対する取り組みの結果について

1. 月次教育の実施

第1 四半期	4月	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年「運輸安全マネジメントにおける安全方針」に基づく「達示」、「目標」について 事業用自動車を運転する場合の心構え 春の全国交通安全運動の実施について ゴールデンウィークにおける特別事故防止運動の実施について ガイド教育 健康管理に関する事故防止対策 覚せい剤等薬物および危険ドラッグ問題について コンプライアンスについて
	5月	<ul style="list-style-type: none"> 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 春の全国交通安全運動の実施について 環境保全に関わる教育 ガイド教育 コンプライアンスについて
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 事業用自動車の構造上の特性 梅雨期における事故防止について 小田急グループバス事業者統一スローガンについて 夏の交通事故防止運動、車内事故防止キャンペーンについて ガイド教育 コンプライアンスについて
第2 四半期	7月	<ul style="list-style-type: none"> 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 環境保全に関わる教育 台風等異常気象時における事故防止について 健康管理について ガイド教育 バス運転者の労働時間等の改善基準のポイントについて コンプライアンスについて
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 事業を取り巻く社会情勢について ガイド教育 コンプライアンスについて（薬物、セクハラについて） 平成27年度運輸安全マネジメントに対する取り組みについて 平成26年度運輸安全マネジメントに対する取り組み結果について
	9月	<ul style="list-style-type: none"> 危険の予測及び回避について 環境保全に関わる教育 秋の全国交通安全運動の実施について 健康管理について ガイド教育 コンプライアンスについて
第3 四半期	10月	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理の重要性について 環境保全に関わる教育 秋の火災予防運動の実施について ガイド教育 コンプライアンスについて
	11月	<ul style="list-style-type: none"> 運行経路における道路および交通の状況把握の必要性 飲酒運転防止および宿泊先における飲酒厳禁について ガイド教育 コンプライアンスについて

	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因とこれらへの対処方法について ・健康管理等について ・降雪等異常気象時における事故防止について ・年末年始自動車輸送安全総点検の実施について ・自転車乗りに対する注意喚起（ヒヤリハットアンケート結果） ・ガイド教育 ・コンプライアンスについて
第4 四半期	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者の運転適性に応じた安全運転について ・薬物使用の恐ろしさについて ・ガイド教育 ・コンプライアンスについて
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の観点からの点検、整備に関すること ・グリーン経営のためのエコドライブの基礎知識 ・ガイド教育 ・コンプライアンスについて ・軽井沢スキーバス事故を受けた緊急対策について
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客の乗降時における安全確保の徹底について ・バスジャックに対する備え ・春の全国交通安全運動の実施について ・健康管理等について ・ガイド教育 ・コンプライアンスについて

2. 体験による教育の実施

平成27年12月24日（木）に東京営業所において、車両を用いて非常口の使用方法および安全な脱出方法について訓練を実施いたしました。また、急ブレーキが乗客に与える衝撃がどの程度のものか実際に体験する教育を実施いたしました。

平成27年12月25日（金）に神奈川営業所において、車両を用いて非常口の使用方法および安全な脱出方法について訓練を実施いたしました。また、急ブレーキが乗客に与える衝撃がどの程度のものか実際に体験する教育を実施いたしました。

3. 事故防止対策委員会、車両故障防止対策委員会および飲酒運転防止対策委員会の開催

- ① 平成27年9月24日に本社会議室において、平成27年4月～平成27年9月の間に発生した事故の審議および、再発防止策について事故防止対策委員会を開催し、引き続き車両故障防止対策委員会と飲酒運転防止対策委員会を開催いたしました。
- ② 平成28年3月22日に本社会議室において、平成27年10月～平成28年3月の間に発生した事故の審議および、再発防止策について事故防止対策委員会を開催し、引き続き車両故障防止対策委員会と飲酒運転防止対策委員会を開催いたしました。

4. 安全運動の実施

ゴールデンウィークにおける事故防止

『平成27年4月29日（水）～平成27年5月6日（水）』

春の全国交通安全運動『平成27年5月11日（月）～平成27年5月20日（水）』

事業用自動車事故防止コンクール

『平成27年6月1日（月）～平成27年8月31日（月）』

夏の交通事故防止運動『平成27年7月11日（土）～平成27年7月20日（月）』

秋の全国交通安全運動『平成27年9月21日（月）～平成27年9月30日（水）』

飲酒運転根絶強化月間『平成27年12月1日（火）～平成27年12月31日（木）』

年末年始自動車輸送安全総点検

『平成27年12月10日（木）～平成28年1月10日（日）』

年末の交通事故防止運動

『平成27年12月11日（金）～平成27年12月20日（日）』

平成27年度点呼立会い日程表			
4月		10月	
5月	11日・12日・13日・14日・15日 16日・18日・19日・20日	11月	
6月		12月	10日・11日・15日・16日・17日・ 18日・22日・25日・28日・30日
7月		1月	4日・7日・8日・9日
8月		2月	2日
9月	21日・23日・24日・25日・26日 27日・28日・29日・30日	3月	

上記の日程において、代表取締役、常勤取締役または管理職者による各営業所の朝の出庫時における点呼立会い指導を実施し、「点呼方法の指導」および「アルコール検査指導」を実施いたしました。

5. 代表取締役、安全統括管理者および管理職者による宿泊先における点呼立会い、街頭指導の実施
 - (1) 平成27年4月15日（水）、河口湖にて代表取締役、総務課長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
 - (2) 平成27年4月22日（水）、八ヶ岳にて代表取締役、総務課長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
 - (3) 平成27年5月14日（木）、稲取にて総務課長代理および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
 - (4) 平成27年5月21日（木）、油壺にて総務課長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
 - (5) 平成27年6月11日（木）、山中湖にて総務課長代理および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
 - (6) 平成27年6月24日（水）、八ヶ岳にて代表取締役、取締役総務部長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
 - (7) 平成27年7月22日（水）、西湖にて代表取締役、取締役総務部長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
 - (8) 平成27年7月30日（木）、伊東にて総務課長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
 - (9) 平成27年8月18日（火）、箱根にて総務課長代理および総務課事務員による宿泊先

での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。

- (10) 平成27年8月25日（火）、筑波山にて総務課長代理および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
- (11) 平成27年9月15日（火）、浜松にて総務課長代理および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
- (12) 平成27年9月24日（木）、石和にて総務課長代理および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
- (13) 平成27年10月14日（水）、山中湖にて総務課長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
- (14) 平成27年10月28日（水）、箱根にて代表取締役、総務課長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
- (15) 平成27年11月17日（火）、安房鴨川にて総務課長代理および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
- (16) 平成27年11月17日（火）、湯村にて総務課長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
- (17) 平成27年12月15日（火）、浜名湖にて総務課長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
- (18) 平成27年12月16日（水）、御殿場にて総務課長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
- (19) 平成28年1月19日（火）、堂ヶ島にて総務課長代理および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
- (20) 平成28年1月26日（火）、石和にて総務課長代理および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
- (21) 平成28年2月25日（木）、伊豆にて総務課長代理および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
- (22) 平成28年2月26日（金）、御殿場にて東京営業所副所長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。
- (23) 平成28年3月17日（木）、伊香保にて代表取締役、総務課長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。

- (24) 平成28年3月25日（金）、軽井沢にて総務課長および総務課事務員による宿泊先での点呼立会い指導を実施し、「事故防止教育」・「飲酒運転防止教育」を行いました。

6. 安全統括管理者および管理職による安全教育

- (1) 平成27年7月9日（木）、神奈川営業所会議室にて安全統括管理者を中心とした、各営業所所属の班長運転士による、事故防止対策等に関する会議を実施いたしました。
- (2) 平成27年9月8日（火）、日光いろは坂にて神奈川営業所長、東京営業所長および班長運転士による、新人運転士に対する山道の走行訓練を実施いたしました。
- (3) 平成27年9月24日（木）、東京営業所にて東京営業所副所長および総務課事務員による事故発生者に対するKYT教育を実施いたしました。
- (4) 平成27年12月24日（木）、本社会議室にて代表取締役、安全統括管理者、東京営業所長および東京営業所副所長による乗務員に対する事故防止教育を実施いたしました。
- (5) 平成27年12月25日（金）、神奈川営業所会議室にて代表取締役、安全統括管理者、神奈川営業所長および神奈川営業所副所長による乗務員に対する事故防止教育を実施いたしました。
- (6) 平成28年1月5日（火）、本社会議室にて代表取締役および安全統括管理者による、ドライブレコーダの映像を用いた事故防止教育を実施し、事故防止に関する意見交換会を実施いたしました。
- (7) 平成28年1月6日（水）、本社会議室にて代表取締役および安全統括管理者による、ドライブレコーダの映像を用いた事故防止教育を実施し、事故防止に関する意見交換会を実施いたしました。
- (8) 平成28年1月7日（木）、志賀高原にて代表取締役および役付き社員による、新人運転士を対象とした冬山研修を実施いたしました。

7. 「安全方針」の唱和

本社においては、毎朝「安全方針」3項目を全員で唱和し、営業所においては、出庫時の対面点呼において毎日1項目ずつ唱和しています。

8. 平成27年度目標の達成状況について

目標	発生件数	備考
有責重大事故「ゼロ」	0件	自動車事故報告規則第2条に規定する事故
後退時の事故「ゼロ」	3件	指差呼称、下車確認、誘導、パイロン活用の実施
健康起因による事故「ゼロ」	0件	脳MRI、SAS検査の定期的な実施

9. 平成27年度発生事故統計

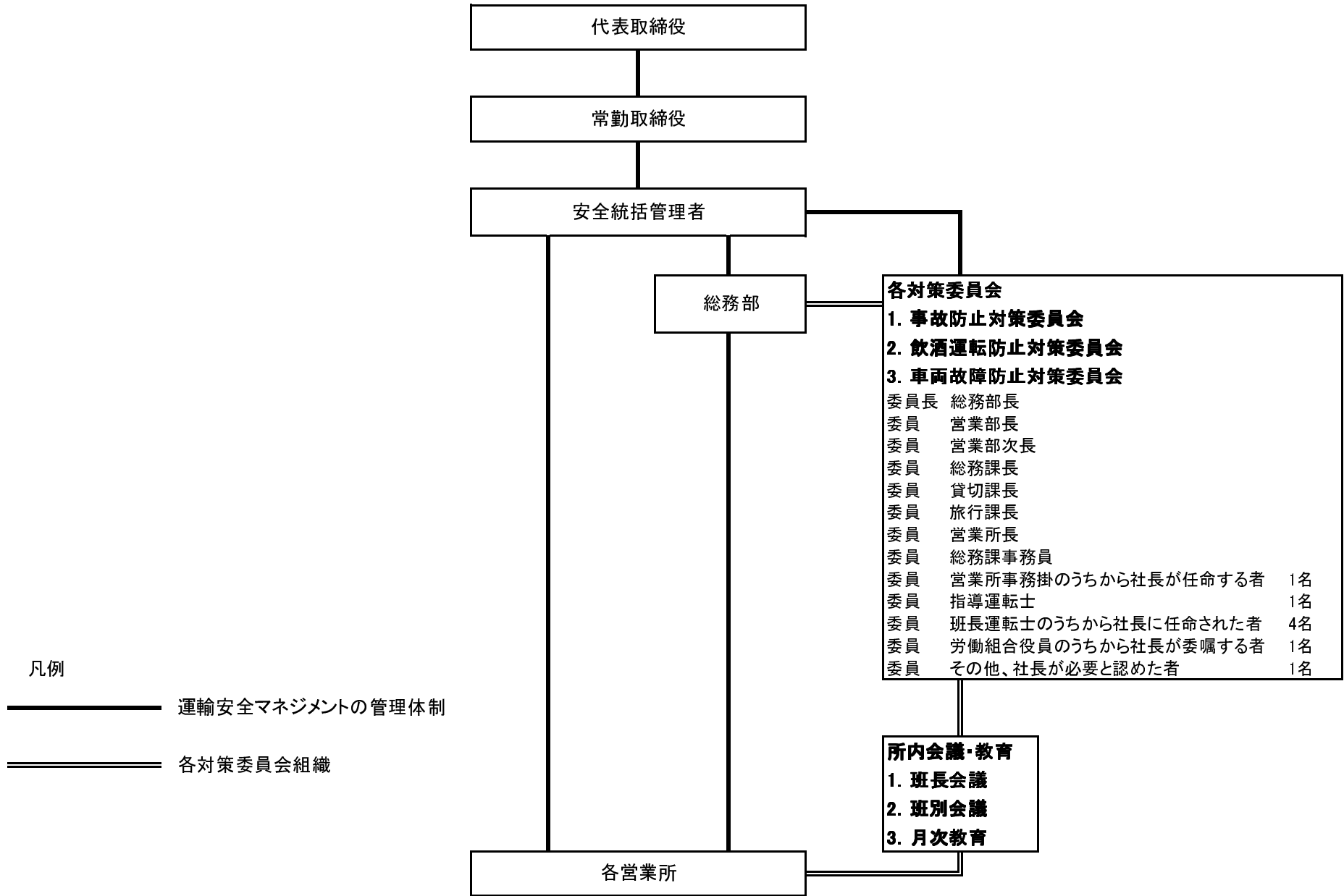
項目	27年度	26年度	備考
重大事故	0件	0件	自動車事故報告規則第2条に規定する事故
軽微事故	9件	4件	有責事故
車両故障	4件	8件	自動車事故報告規則第2条に規定する車両故障

10. 行政処分の公表

処分なし

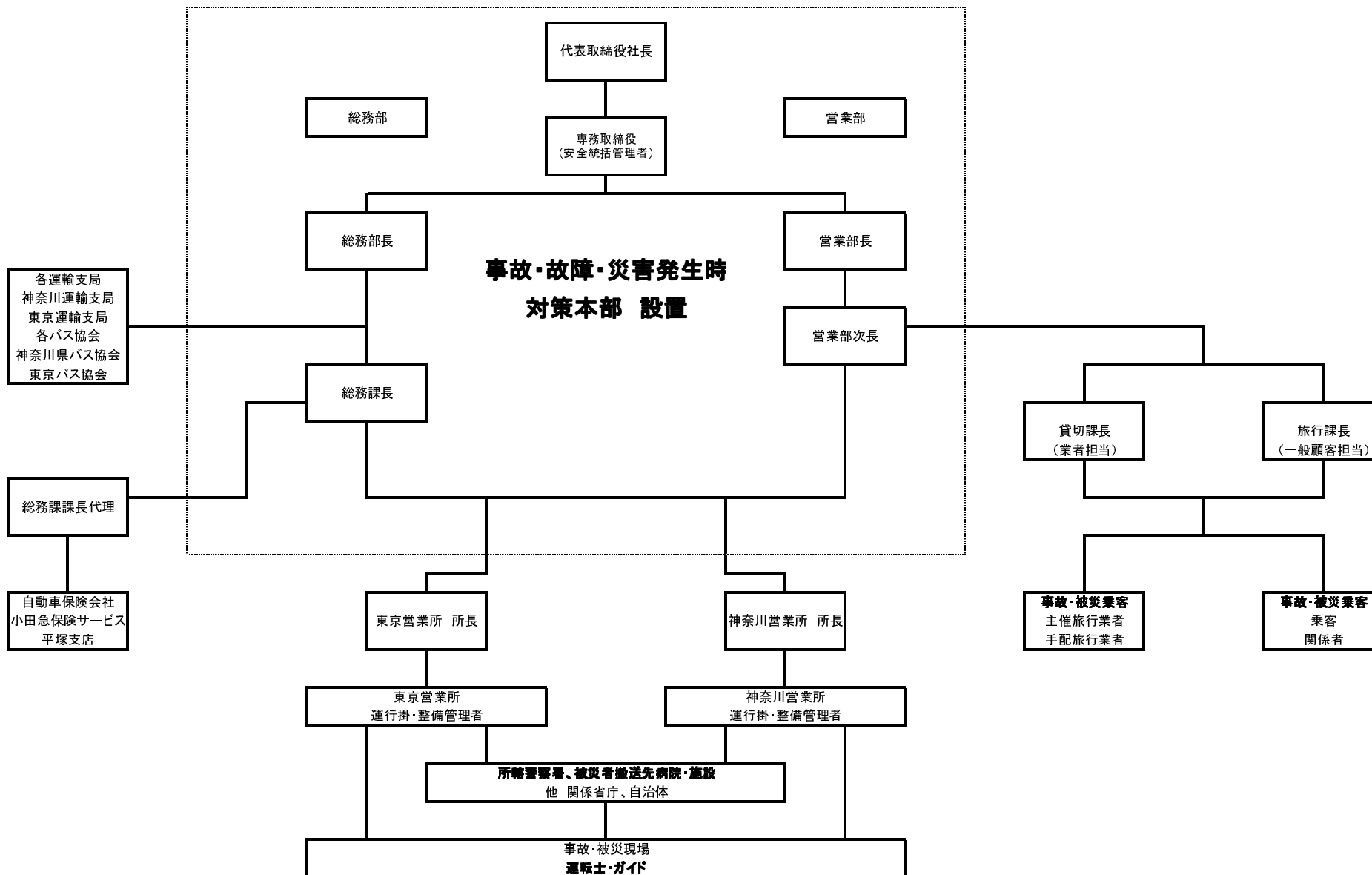
以上

安全管理体制組織図



事故・故障・災害発生時緊急連絡図

速報・報告時、直属の上司に連絡が取れない場合はその上席の役職者へ報告すること



安全管理規程

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、神奈中観光株式会社（以下「当社」という。）の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

(代表取締役等の責務)

第3条 代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 3 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 4 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

- 2 代表取締役および常勤取締役は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 3 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第5条 当社は、前条に基づき、次に掲げる各号の事項を重点施策として実施する。

- (1) 運輸安全マネジメントおよびリスクマネジメント研修を実施し、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。また、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資、人員配置等を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内においてヒヤリ・ハット情報の共有や安全方針等を掲示板等に掲載し、必要な情報を速やかに伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標の設定および計画の策定)

- 第6条 前条に掲げる重点施策について、輸送の安全に関する目標（以下「目標」という。）を策定する。
- 2 前項に掲げる目標を達成するため、必要な輸送の安全に関する計画（以下「計画」という。）を策定する。

(社内組織)

- 第7条 代表取締役は、次の各号に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任のある体制を構築し、輸送の安全を確保するために企業統治を適確に行う。
- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 総務部長は、安全統括管理者を補佐し、輸送の安全の確保に関する各会議を開催し、営業所長を統括して指導監督を行う。
 - 3 営業所長は、所内各会議を開催し、輸送の安全の確保に関し営業所内を統括し、所内の運行管理者、整備管理者等の従業員の指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別紙1の「安全管理体制組織図」および別紙2の「緊急連絡図」による。

(安全統括管理者の選任および解任)

- 第8条 代表取締役は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、安全統括管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第9条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を有する。
- (1) 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底するために全従業員に対して必要な教育又は訓練を行うこと。
 - (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
 - (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
 - (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全従業員に対し周知を図ること。
 - (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、代表取締役および常勤取締役に報告すること。
 - (6) 代表取締役および常勤取締役に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者および整備管理者を統括管理すること。
- (8) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

- 第10条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。
- 2 計画の実施状況については、四半期毎に事務所内に掲示するとともに、点呼等により全従業員に対し周知を図る。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

- 第11条 代表取締役および常勤取締役は、現業従業員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。
- 2 現業従業員等が輸送の安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じることができるようにする。なお、率先して情報を伝達したものに対しては、自己の不利益になるような情報であってもマイナス評価は行わない。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第12条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別紙2の「緊急連絡図」に定めるところによる。
- 2 事故災害等に関する報告が安全統括管理者、代表取締役および常勤取締役又は社内の必要な部課等に速やかに伝達されるように努める。
 - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した際の対応が円滑に進むように必要な指導等を行う。
 - 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、同規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および訓練)

- 第13条 第6条第1項の目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第14条 安全統括管理者は、自らを又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、代表取締役および常勤取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第15条 代表取締役は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 代表取締役は、悪質な法令違反等による重大事故が起きた場合には、安全対策全般を見直し、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第16条 代表取締役は、次に掲げる各号について毎年度公表する。
- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - (4) 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
 - (5) 輸送の安全に関する重点施策
 - (6) 輸送の安全に関する計画
 - (7) 輸送の安全に関する予算・実績額
 - (8) 安全統括管理者
 - (9) 安全管理規程
 - (10) 輸送の安全に関する教育および訓練の計画
 - (11) 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止対策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第17条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、代表取締役および常勤取締役に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録および保存の方法については、別に定める。

付 則

本規程は、平成19年3月1日より施行し、平成18年10月1日から適用する。

付 則

本規程は、平成25年10月1日より施行する。